

# 名取市企業立地促進制度の概要

令和4年6月20日更新

奨励金メニュー	適用業種	適用範囲	助成内容	適用期間
1 企業立地奨励金	工場	投下固定資産額が1億円以上で常時雇用者が10人以上 (ただし、中小企業においては、投下固定資産額が5千万円以上かつ常時雇用者が3人以上)の場合	<①と②の合計額> ①立地にかかる家屋・償却資産に対し課する固定資産税額(都市計画税含む。) ②家屋・償却資産の賃借料の年額の3倍の額を基準額として固定資産税率(都市計画税を含む。)相当分を乗じた額	新設時・移設時・増設時 <b>3年間</b> (ただし、集積業種および特定集積業種は <b>5年間</b> )
	特定事業所	投下固定資産額1億円以上かつ常時雇用者が5人以上の場合		
	流通事業所	投下固定資産額2億円以上かつ土地取得面積が1万㎡以上の場合		
2 雇用奨励金	工場	新たな常時雇用者を操業等の開始日後1年以内までに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合	市内に住所を有する新規従業員の数に10万円を乗じた額	新設時・移設時・増設時
	特定事業所	新たな常時雇用者が5人以上で操業等の開始日後1年以内までに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合		
	流通事業所	新たな常時雇用者が10人以上で操業等の開始日後1年以内までに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合		
3 用地取得助成金	工場 特定事業所	投下固定資産額が1億円以上で土地取得面積が3千㎡以上 (ただし、中小企業及び特定事業所については、投下固定資産額が5千万円以上で土地取得面積が1千5百㎡以上)で、 2年以内に建設に着手し、3年以内に操業等を開始した場合	土地の取得価額の5% (ただし、集積業種および特定集積業種は8.5%) <限度額2億円>	新設時・移設時
	流通事業所	投下固定資産額が2億円以上、土地取得面積が10,000㎡以上で、2年以内に建設に着手し、3年以内に操業等を開始した場合		
4 水道開発負担金助成金	工場	投下固定資産額が1億円以上で常時雇用者が10人以上 (ただし、中小企業においては、投下固定資産額が5千万円以上かつ常時雇用者が3人以上)の場合	水道開発負担金納入額の <b>50%</b> (ただし、集積業種および特定集積業種は <b>75%</b> )	新設時・移設時・増設時
	特定事業所	投下固定資産額1億円以上かつ常時雇用者が5人以上の場合		
	流通事業所	投下固定資産額2億円以上かつ常時雇用者が10人以上の場合		
5 緑地保全助成金 (愛島西部工業団地のみ)	工場 特定事業所 流通事業所	取得した土地に緑地がある場合(ただし、山林・雑種地を除く)	既存の緑地面積に35円/㎡を乗じた額	新設時・移設時 <b>3年間</b> (ただし、集積業種および特定集積業種は <b>5年間</b> )

注) 本制度の「投下固定資産額」については、「名取市企業立地促進条例」において、下記の通り定義づけております。※「投下固定資産額」は「取得価格」とは異なりますのでご注意ください。  
 なお、奨励金等の交付を受けるには、**操業2か月前までに、「指定企業者の指定の申請」**を行い、「指定企業者」としての指定を受けることが必要です。

投下固定資産額 新設、移設又は増設に伴い、企業者が操業等の開始に要した額のうち次に掲げる価格の合計額をいう。  
 ア 本市の固定資産課税台帳に登録された地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋又は償却資産の価格  
 イ 固定資産の賃借に係る賃借料(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。)の年額の3倍に相当する価格

<b>【特定区域】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準工業地域……国道4号バイパス沿い、愛島西部工業団地(第2期)</li> <li>・工業地域……田高地区、高館地区の一部、関上地区の一部</li> <li>・工業専用地域…愛島西部工業団地(第1期)</li> </ul>	<b>【適用業種】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場…製造業、自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業で、物の製造・加工・修理をするための施設</li> <li>・特定事業所…ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、学術・開発研究機関のための施設</li> <li>・流通事業所…道路貨物運送業、倉庫業のための施設</li> </ul>	<b>【設置形態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設…企業者が、特定区域内に新たに事業所を設置する場合</li> <li>・移設…市内の既設の事業所を廃止し、特定区域内に事業所を設置する場合</li> <li>・増設…市の特定区域内の既設の事業所を既存の敷地内で増改築(設備投資を含む)する場合</li> </ul>
---	--	---

- ◎集積業種
- ◇高度電子機械産業
    - ・印刷・同関連業
    - ・化学工業(化学肥料、塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を除く)
    - ・プラスチック製造業
    - ・ゴム製品製造業
    - ・窯業・土石製品製造業
    - ・金属製品製造業
    - ・はん用機械器具製造業
    - ・生産用機械器具製造業
    - ・業務用機械器具製造業
    - ・電子部品・デバイス・電子回路製造業
    - ・電子機械器具製造業
    - ・情報通信機械器具製造業
    - ・その他の製造業(時計・同部品製造業に限る)
    - ・情報サービス業(ソフトウェア業に限る)
    - ・学術・開発研究機関(上記に掲げる中分類業種に関するもの)

- ◇食品製造業関連産業
  - ・食料品製造業
  - ・飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業は除く)
  - ・化学工業(医薬品製造業に限る)
  - ・木材・木製品製造業
  - ・パルプ・紙・紙加工品製造業
  - ・道路貨物運送業
  - ・倉庫業

- ◎特定集積業種
- ◇自動車航空機関連産業
    - ・繊維工業
    - ・印刷・同関連業
    - ・化学工業(化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を除く)
    - ・プラスチック製品製造業
    - ・ゴム製品製造業
    - ・窯業・土石製品製造業
    - ・業務用機械器具製造業(医療用機械器具、医療用品製造業、武器製造業を除く)
    - ・電子部品・デバイス・電子回路除く)
    - ・情報通信機械器具製造業
    - ・その他の製造業(時計・同部品製造業に限る)
    - ・情報サービス業(ソフトウェア業に限る)
    - ・学術・開発研究機関(上記に掲げる中分類業種に関するもの)

＜問い合わせ先＞

【担 当】 宮城県名取市役所 生活経済部 商工観光課 企業誘致係

【住 所】 宮城県名取市増田字柳田80番地

【電 話】 022-724-7148 【FAX】022-384-4150

【E-mail】 syousui@city.natori.miyagi.jp 【URL】http://www.city.natori.miyagi.jp